

（令和 2 年 1 月）霧島市都市計画マスタープラン（案）

お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方

番号	該当場所	ご意見	ご意見に対する市の考え方
1	第 4 章 都市づくりの分野別方針 1-2 都市計画区域内の方針 （1）用途地域の方針 3）工業系 ②	○国分広瀬の小村新田について 交通条件に恵まれた土地であるため、農振農用地ではなく、これからの市の発展の礎となるような都市的土地利用を望む。	当該地は農業基盤整備が行われ、良好な農用地です。当該土地の都市的土地利用については、本計画に示す集約型多極連携ネットワーク都市構造を推進するうえで、今後の土地利用状況や社会情勢等を踏まえながら、慎重に検討を行ってまいります。
2	第 4 章 都市づくりの分野別方針 1-2 都市計画区域内の方針 （2）非線引き用途白地地域の方針 ①	○府中跨線橋西側の農用地について 周辺の市街地化が進む中で、当該地は農用地として、ほ場整備されてから 50 年経過している。土地利用の見直しは評価するが、慢性的な交通渋滞が発生する現状においては難しいと思う。 土地利用の見直しに合わせて、基盤整備を実施し、安心できる市街地形成を期待する。	当該地は、農林業との調和を図り、交通や治水等に関する諸課題を整理しつつ、秩序ある土地利用に向け、関係機関等と十分協議し、検討を行ってまいります。
3	第 4 章 都市づくりの分野別方針 3-2 主要な施設の整備方針 (1)道路 1)幹線道路整備と渋滞対策の推進 ③	○スマートインターチェンジの設置について 設置については効果を検証する必要がある。また、設置する場合は、今後、単人道路・東九州自動車道の 4 車線化が進む中で、時期を調整し、手戻り工事等も無く、費用削減に務め、適切な対応を期待する。	スマートインターチェンジについては、設置箇所の検討や費用対効果を検証するとともに、単人道路・東九州自動車道の 4 車線化を見据え、関係機関等と十分協議し、地域の活性化や利便性向上を図れるように検討を行ってまいります。
4	第 4 章 都市づくりの分野別方針 3-2 主要な施設の整備方針	○道の駅の設置について 道の駅は、主要幹線道路沿いに設置され、中には高速道路と連動しているものもある。地域の産業振興	道の駅については、地域の産業振興や交流人口の増加が期待できる設置の場所や可能性について関係機関等と十分協議し、検討を行って

	<p>(1)道路</p> <p>5)市民に親しまれる道路環境整備</p> <p>②</p>	<p>や、交流人口の増加に資する道の駅が設置されることを望む。</p>	<p>まいります。</p>
5	<p>第8章 都市防災</p> <p>8-2 主要な都市防災の方針</p> <p>(1)自然災害への対策</p> <p>1)土砂災害対策、洪水・浸水対策等の推進</p> <p>③</p>	<p>○浸水被害対策について</p> <p>隼人町姫城地区はたびたび床上浸水が発生し、大きな被害を受けており、床上浸水被害は、今年度も発生している。</p> <p>雨水管理総合計画の策定への取組は評価するが、実施までには相当期間を要すると思われる。</p> <p>せめて、床上浸水を床下浸水に留められるような応急対策を構築されるよう希望する。</p>	<p>浸水被害については、霧島市雨水管理総合計画に基づき、事業実施に向けて推進するとともに、応急対策につきましては、ソフト・ハード対策など関係機関等と連携を図りながら被害の防除に努めてまいります。</p>